

中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）が新しくなりました！

平成23年10月1日より中小企業倒産防止共済の内容が改正されました。既契約者の方または新規契約をお考えの方は改正内容をご確認のうえ今後の手続きについてご検討ください。なお、詳細につきましてはお気軽にご相談ください。

① 共済掛金は損金（法人）または必要経費（個人事業）

【改正点】今までの掛金月額（上限）は8万円でしたが改正により20万円に引き上げられ、掛金の積立限度額も320万円から800万円に引き上げられました。節税対策としてより有効になりました。

② 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け

【改正点】貸付限度額が3200万円から8000万円に引き上げられました。

また、今までは貸付を受けられるのは取引先事業者が取引停止処分、破産手続き開始の申し立て等に限られておりましたが、新たに私的整理、災害による不渡り、特別非常災害による支払不能が追加されました。（貸付は、無担保・無保証人・無利子です）

③ 償還期間が貸付額に応じて設定

【改正点】償還期間はこれまで一律5年でしたが、共済金の貸付限度額が引き上げられたことから、貸付額に応じて次の通り設定されました。

- ・5000万円未満 5年
- ・5000万円以上6500万円未満 6年
- ・6500万円以上8000万未満 7年

④ 早期償還手当金の創設

【改正点】一定の条件を満たす場合に、早期償還手当金が支給されることになりました。

【参考】解約手当金

掛金納付月数	任意解約	機構解約	みなし解約
1か月～11か月	0%	0%	0%
12か月～23か月	80%	75%	85%
24か月～29か月	85%	80%	90%
30か月～35か月	90%	85%	95%
36か月～39か月	95%	90%	100%
40か月以上	100%	95%	100%